

## 木質バイオマス燃料の使用量データの活用について ～森林の管理・活用に関する行政評価・監視（平 29. 7）の勧告事項の フォローアップ～

### 1 該当する勧告（平 29. 7）とその対応状況（平 31. 4、令元. 10）

#### ＜勧告趣旨＞

木質バイオマス発電事業の燃料の安定調達のためには、地域における「木質バイオマス燃料の使用量※1」と「木材の供給量等※2」を踏まえた需給状況の把握・分析が有効。農水省と経産省がこれらの情報を共有し、その分析結果を参入予定者や既存事業者等が確認できるような措置を講ずべき。

※1 予定量及び実績量。経産省が発電事業者からの定期報告等により把握

※2 農水省が把握



#### ＜対応状況＞

- 木質バイオマス燃料の使用量データの共有状況  
予定量：発電事業者単位で共有  
実績量：ブロック単位（関東、近畿等）で共有
- 農水省は、需給状況の把握・分析には、実績量のブロック単位データでは不十分であるとしている。
- 経産省は、ブロック単位より細分化したデータの農水省への提供に慎重

### 2 今般の聴取（令元. 10）後の動き

- 当局から、両省間において早急に協議を進めるよう促した結果、両省が共有可能な情報について改めて検討・整理を開始

### 3 当局における対応

- 農水省と経産省が改めて開始した検討・整理の状況を注視。データの適切な共有が図られるように促す観点から、適時の報告を求めていく。